

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について

計2枚（本紙を除く）

Vol.763

令和2年2月17日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3949)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策
専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・
受診の目安」が取りまとめられ、本日公表されたところです。

各民生主管部局におかれては、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つと
ともに、職員も含め、妊婦、子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等
による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なお対応をお願いいた
します。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県
におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたし
ます。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応
について

計3枚（本紙を除く）

Vol.764

令和2年2月18日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます 〕

ようよろしく願います。

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3975、3971、3979、3949)

FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和2年2月18日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の
対応について

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと通りの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、関係機関等との連携に十分留意した上で、御対応よろしくをお願いいたします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。)並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4867、4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち日中一時支援に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL: 03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

(別紙)

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が
発生した場合等の対応
(2月18日時点)

【発生情報の社会福祉施設等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡する。（※）連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有する。
（※）認可権者等が市区町村でない場合には、社会福祉施設等の所在する市区町村にも連絡すること。

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

2. 社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。
また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

【地域住民や家族への情報提供等】

4. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供する。

メールアドレス報告書（高齢者活躍支援課用）

①法人名

②事業所番号

③事業所名

④連絡用メールアドレス（添付ファイルがある場合でも確認できるアドレス）

・対象のサービスを特定してご案内する場合があります。組織の本部アドレスを複数サービスで登録する場合は同一メールが複数件受信される場合がありますのでご理解ください。

・事業所で継続的に使用、確認可能なアドレスとし、個人名のアドレスではないものの登録をお勧めします。

⑤連絡先電話番号

⑥変更日

⑦サービス名（同じ事業所番号で複数サービスがある場合、すべてご記入ください）

報告先アドレス：kourei@city.nagano.lg.jp

FAX 番号：026-224-5126

施設管理者 様

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課長

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について（依頼）

日頃は本市福祉行政に対しまして格段なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が水防法で義務付けられており、対象区域内の管理者には避難確保計画を順次ご提出をいただいているところでございます。

このたび、国・県の最大規模浸水想定区域図が公表されたことに伴い、新たに該当する地域、浸水深が変更された地域におかれましては、計画の作成または変更が必要ですので、改めて避難確保計画書の提出をお願いします。

作成にあたっては、長野市のホームページの資料をご一読いただき、ご不明な点は下記担当までお問合せくださいますようお願いいたします。

記

1 長野市ホームページ

掲載先：[トップページから／組織でさがす／総務部 危機管理防災課](#)
[／要配慮者利用施設の避難区補計画策定等の義務付けについて](#)

参照資料：① 要配慮者利用施設管理者向けパンフレット

② 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

③ 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き

④ 要配慮者資料施設一覧（事業所名が掲載されていない場合はお問合せください。）



2 避難確保計画の提出期限

令和2年度末（令和3年3月31日）

※これまで長野県の提出期限から1年前倒しの令和2年3月31日としていました。長野県の作成率100%の作成目標が令和3年度末に延長されたことに伴い、長野市も提出期限を延長したものです。

※災害に備え早期に計画を作成し届出をしてください。

3 提出先

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課の窓口へ直接または郵送

〈送り先〉〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 高齢者活躍支援課

※消防計画に追記して作成した場合は、管轄の消防署、分署、出張所へ提出してください。

4 提出数

2部

長野市保健福祉部高齢者活躍課
介護施設担当：青沼・小林
電話：224-5094 FAX：224-5126
Mail：kourei@city.nagano.lg.jp

長野市総務部危機管理防災課
担当：神保・北澤
電話：224-5006 FAX：224-5109
Mail：kikibousai@city.nagano.lg.jp

2020年(令和2年)度介護支援専門員研修 (長野県指定研修実施機関＝長野県社会福祉協議会)

お申込みの際は、

- 申込期間にご注意ください。期間前及び期間後の申込みは受け付けることができません。
- 申込書類に不備がある場合は受付保留とし、書類が揃った時点で受付とします。「きやりあねっと」等をよくご確認の上お申込みください。
- 会場定員の都合上、ご希望の日程・会場で受講できない場合があるので、ご承知置きください。
- 専門Ⅱ研修について、次回以降の更新回数によって日程・会場が変わりますので下記の研修日程をご確認ください。

○専門研修Ⅰ ○専門研修Ⅱ(次回更新が初回の方) [定員:各50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代		
第1期 (全9日間)	松本市勤労者福祉センター	1～3日目 5月27日(水)～5月29日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	○Ⅰ・Ⅱともに受講 52,400円		
	浅間温泉文化センター	4～6日目 6月17日(水)～6月19日(金)				
		7～9日目 7月29日(水)～7月31日(金)				
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 9月2日(水)～9月4日(金)			※受講申込者多数の場合 ①介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方 ②受講申込書の受付日が早い方の順に優先的に受講決定します。	○専門課程Ⅰ 34,060円
		4～6日目 10月7日(水)～10月9日(金)				
		7～9日目 11月15日(水)～11月17日(金)				
第2期 (全9日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 7月15日(水)～7月17日(金)	○専門課程Ⅱ 18,340円			
		4～6日目 8月5日(水)～8月7日(金)				
		7～9日目 9月23日(水)～9月25日(金)				
第2期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 11月25日(水)～11月27日(金)				
		4～6日目 12月23日(水)～12月25日(金)				

○専門研修Ⅱ(次回更新が2回目以降の方) [定員:第1期>50名、第2期>50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 5月20日(水)～5月22日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着 ※受講申込者多数の場合は上記研修と同様に受講決定します。	18,340円
		4～6日目 6月10日(水)～6月12日(金)		
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 11月10日(火)～11月12日(木)		
		4～6日目 12月16日(水)～12月18日(金)		

○更新研修(実務経験者)【初回】[定員:第1期>100名、第2期>50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代	
第1期 (全15日間)	松本市勤労者福祉センター	1～3日目 5月27日(水)～5月29日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	○全課程受講 52,400円	
		4～6日目 6月17日(水)～6月19日(金)			
		7～9日目 7月29日(水)～7月31日(金)			
		10～12日目 9月2日(水)～9月4日(金)			
第2期 (全15日間)	長野市生涯学習センター	13～15日目 10月7日(水)～10月9日(金)			○10～15日目受講 18,340円
		1～3日目 7月15日(水)～7月17日(金)			
		4～6日目 8月5日(水)～8月7日(金)			
		7～9日目 9月23日(水)～9月25日(金)			
		10～12日目 11月25日(水)～11月27日(金)			
13～15日目 12月23日(水)～12月25日(金)					

○更新研修(実務経験者)【2回目以降】[定員:第1期>150名、第2期>200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 5月20日(水)～5月22日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	18,340円
		4～6日目 6月10日(水)～6月12日(金)		
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 11月10日(火)～11月12日(木)		
		4～6日目 12月16日(水)～12月18日(金)		

○再研修・更新研修(実務未経験者)[定員:200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全8日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 7月8日(水)～7月10日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	41,600円
		4～6日目 8月19日(水)～8月21日(金)		
		7～8日目 9月9日(水)～9月10日(木)		

○主任介護支援専門員研修[定員:100名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全12日間)	アイバル(駒ヶ根市)	1～3日目 6月24日(水)～6月26日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	47,200円
		4～6日目 7月25日(土)～7月27日(月)		
		7～9日目 8月19日(水)～8月21日(金)		
		10～12日目 9月23日(水)～9月25日(金)		

○主任介護支援専門員更新研修[定員:200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全8日間)	浅間温泉文化センター	1～2日目 10月1日(木)～10月2日(金)	7月1日(水)～7月31日(金)必着	56,400円
		3～5日目 10月28日(水)～10月30日(金)		
		6～8日目 11月19日(木)～11月21日(土)		

○実務研修

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全14日間)	浅間温泉文化センター	1～2日目 6月6日(土)～6月7日(日)	受講試験合格者へ通知	59,400円
		3～5日目 7月1日(水)～7月3日(金)		
	松本市勤労者福祉センター	6～8日目 7月15日(水)～7月17日(金)		
		9～11日目 9月16日(水)～9月18日(金)		
第2期 (全14日間)	浅間温泉文化センター	12～14日目 10月14日(水)～10月16日(金)	受講試験合格者へ通知	
		1～3日目 1月6日(水)～1月8日(金)		
		4～6日目 1月20日(水)～1月22日(金)		
		7～8日目 1月28日(木)～1月29日(金)		
		9～11日目 3月3日(水)～3月5日(金)		
12～14日目 3月17日(水)～3月19日(金)				

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について
計 10 枚（本紙を除く）

Vol.760

令和2年2月14日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 14 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

令和元年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料（以下「利用者負担等」という。）の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 31 年 2 月 4 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、「令和元年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（令和元年 5 月 20 日付け老発 0520 第 3 号厚生労働省老健局長通知。以下「5 月局長通知」という。）、「令和元年度における介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 7 条第 3 号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（令和元年 12 月 13 日付け老発 1213 第 2 号厚生労働省老健局長通知。以下「12 月局長通知」という。）等において、お示ししているところです。

令和 2 年度政府予算案によれば、帰還困難区域等（注 1）、上位所得層（注 2）を除く旧避難指示区域等（注 3）及び令和元年度中に新たに区域指定が解除となる旧居住制限区域等（注 4）における被保険者（以下「避難指示等対象被保険者」という。）の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の期間は別紙 1 のとおりとなるとともに、上記以外の東日本大震災による被災地域における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いについては、別紙 2 のとおりとなりますので、別添の利用者負担免除証明書の取扱いに関するリーフレットとあわせて、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようお願いいたします。

なお、別紙 1 及び 2 の内容については、令和 2 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

(注1) 令和2年4月1日時点において設定されている帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

(注2) 被保険者個人の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）633万円以上を基準とする。

※ 具体的には、以下の（1）～（7）となる。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- (7) 上記の1～6のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

(注3) 以下の4つの区域等をいう。

- (a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）
- (b) 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- (c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）
- (d) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）

(注4) 以下の2つの区域等をいう。

- (a) 平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）
- (b) 令和2年3月に指定が解除される旧避難指示解除準備区域等（双葉町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町、大熊町、富岡町の一部の帰還困難区域）（別添参照）

別紙 1 避難指示等対象被保険者の取扱いについて

1 財政支援の延長について

(1) 利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援

- 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。以下同じ。）に係る利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援については、令和3年2月28日まで延長する予定である。
- 令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）に係る利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援については、令和2年9月30日まで延長する予定である。
- なお、令和2年3月1日以降の利用者負担免除措置の具体的な取扱いについては、5月局長通知の別紙「令和元年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定しているが、詳細については追って通知する。
- また、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）に係る利用者負担免除措置についても、介護保険災害臨時特例補助金の対象となるので、留意願いたい。

(2) 保険料減免措置に対する財政支援

- 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和3年3月分まで延長する予定である。
- 令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和2年9月分まで延長する予定である。
- なお、令和元年度分の保険料の減免措置について、令和元年度末に被保険者資格を取得したこと等により令和2年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を財政支援する予定である。

(3) 財政支援の財源について

- (1)及び(2)の措置をとった場合の財政支援については、これまで、
 - ・ 平成26年度まではその全額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、
 - ・ 平成27年度及び平成28年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の9に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の1に相当する額を介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省

令（平成 12 年厚生省令第 26 号）第 7 条第 3 号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、

- ・ 平成 29 年度及び平成 30 年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 2 に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
- ・ 令和元年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 6 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 4 に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付することとしている。

○ 令和 2 年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 4 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 6 に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付する予定である。

○ なお、総合事業についても、利用者負担の減免額の 10 分の 4 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 6 に相当する額を総合事業に係る特別調整交付金の対象として交付する予定である。

○ また、特別調整交付金による交付対象額について、令和 2 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額は令和 2 年度の特別調整交付金の交付対象とし、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額は令和 3 年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。令和 2 年度の特別調整交付金の具体的な交付方法及び基準については、追って通知する。

2 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱いについて

○ 令和 2 年 3 月 1 日以降に、避難指示等対象被保険者に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う場合は、当該者に対し、以下のとおり認定票を交付すること。

- ・ 帰還困難区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和 3 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。
- ・ 旧避難指示区域等に住所を有していた者（上位所得層を除く。現に住所を有する者も含む。）については、令和 2 年 7 月 31 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、令和 2 年 8 月 1 日以降も引き続き免除の対象となる者については、令和 3 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。
- ・ 令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和 2 年 9 月 30 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、令和 2 年 10 月以降も引き続き免除の対象となる者については、

令和3年2月28日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。

- なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書（有効期限の取り扱いを認定票と同様とする場合に限る。）の交付をもって代えることができる。

別紙2 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者及び令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者及び令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の取扱い

○ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、令和2年4月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が、12月局長通知における交付基準と同様の基準を満たす場合には、

- ・ 令和2年4月1日から同年12月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8以内に相当する額が、令和2年度の特別調整交付金の交付対象となり、
- ・ また、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8以内に相当する額が、令和3年度の特別調整交付金の交付対象となる

予定であるが、詳細については追って通知する。

○ 令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者に対して、令和2年10月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が、12月局長通知における交付基準と同様の基準を満たす場合には、

- ・ 令和2年10月1日から同年12月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8以内に相当する額が、令和2年度の特別調整交付金の交付対象となり、
- ・ また、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8以内に相当する額が、令和3年度の特別調整交付金の交付対象となる

予定であるが、詳細については追って通知する。

○ なお、総合事業に係る特別調整交付金についても同様の取扱いとなる予定である。

○ この財政支援の対象となる保険料の減免措置は、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条の規定に基づく減免措置及び市町村民税について同一の

事由によって条例に基づく減免の措置を行っていることを要件とする。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者及び令和元年度に指定解除となる旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者については、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

介護サービスの利用者負担の減免について

①利用者負担の減免を受けるためには、
介護サービス利用時に、
有効期限が切れていない免除証明書
の提示が必要です。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、
有効期限をご確認ください。

②現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、
市町村により、引き続き介護サービスの
利用者負担が減免されることがあります。

▶ 利用者負担が免除される場合、
有効期限が更新された新しい免除証明書
を提示してください。

免除証明書に関してご不明な点があれば、
お住まいの市町村の窓口にお問い合わせ
ください。

令和2年3月に指定の解除が決定されている双葉町の帰還困難区域の一部、
大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部

(1) 令和2年3月4日に帰還困難区域の解除が指示されている双葉町の一部

町道長塚・新山線

(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)

町道久保前・中浜線

(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)

町道鬼木・広町線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)

町道久保前・下条線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)

町道町西3号線

(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)

町道町西1号線

(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

町道町西2号線

(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

国道6号

(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))

双葉町大字長塚字町西

36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、
38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、
39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、
73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(2) 令和2年3月5日に帰還困難区域の解除が指示されている大熊町の一部

県道大野停車場大川原線

(大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先
から大字下野上字清水624番2地先まで)

町道西20号線

(大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

町道西49号線

(大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

大熊町大字下野上字大野

98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、
791番地1、797番地1、811番地

大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、
120番地12、247番地30
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(3) 令和2年3月10日に帰還困難区域の解除が指示されている富岡町の一部

県道夜ノ森停車場線

(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)

町道夜の森桜通り線

(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)

町道都市計画4号線

(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)

町道坊小屋桜通り線

(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)

町道夜の森区画街路2号線

(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路13号線

(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)

町道夜の森区画街路17号線

(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路34号線

(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)

第三大管こ線道水路橋

富岡町大字本岡字新夜ノ森

12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、

13番地5、13番地7、13番地8

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

※参照

「双葉町・大熊町・富岡町における避難指示の解除について」(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2020/20200310.html>

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

「市の健康調査です。」という電話、 「健康食品やサプリの送り付け」に注意？

長野市の健康調査と告げ、質問をした後、
健康食品などを送ると、一方的に言われた。
市内で、増えています！

不用であれば、断ってください。

最近、市内で標記の件で「健康食品やサプリを送る」と一方的に電話で告げられ、「戸惑っている。」との報告が、地域包括支援センターから届いています。

長野市とは、関係がありませんので、断ってください。

中央署通信 2月号「電話による詐欺に注意」もご覧ください。

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害の防止へのご協力をお願いします。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぱら座4階

中央署通信

令和2年

* 2月 *

○○電機です

今、あなたの**クレジットカード**で買い物しようとしている人が来ています



□□駅の者です

今、あなたの**カード**で切符を買おうとしている人がいます



△△警察署生活安全課の●●です

詐欺グループの犯人を捕まえたら、あなた名義の**キャッシュカード**を持っていました



「これからあなたの**キャッシュカード**を取りに行きます！」

それ全て **サギ**!

- 「**キャッシュカード**」は渡さない
- 在宅中でも**留守番電話**にしておく
- **知らない電話番号**は出ない
- 電話でお金の話が出たら、**強盗・詐欺**を疑う
- **個人情報**は、絶対に電話で教えない

こんなことに
注意しましょう

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020年3月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2020	3	12	木	午後	1時30分	3時30分	介護者教室 『知って得するオムツ交換の基礎知識と実践方法を学ぶ』	介護	教室	大豆島	大豆島総合市民センター(視聴覚室)	市内在住の介護をされている方	無料	50人	要	受付中	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	3	12	木	午後	1時30分	3時	介護者教室 『健康を保つストレッチ教室』	健康	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園 (むつみホール)	市内在住の40歳以上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2020	3	13	金	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『フレイル予防』 ～ストレッチ体操で心も体もリフレッシュ～	運動	教室	第五	北石堂公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	不要		地域包括支援センター コンフォートにしつるが	219-3510	
2020	3	13	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『冬の運動不足をリセット！』 ～転倒しにくい体づくり～	運動	教室	若穂	若穂保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	25人	要	2月21日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2020	3	13	金	午前	11時	12時	介護者教室 『ストレッチと脳トレで「負担の少ない健康介護」』	介護	講座	長沼	穂保研修センター	市内在住の40歳以上の方	無料	30人	不要		地域包括支援センター 富竹の里	295-7780	
2020	3	13	金	午後	1時30分	3時	介護者教室 『音楽療法』 ～音楽でリフレッシュ♪～	介護	教室	吉田	ノルテながの (1F 健診室)	市内在住の40歳以上の方	無料	40人	要	随時	地域包括支援センター 吉田	266-0567	
2020	3	14	土	午前	10時	12時	介護予防教室 『音楽療法』	健康	教室	更北	コスモステセコホール	市内在住の65歳以上の方	無料	60人	要	随時	地域包括支援センター コスモス	284-2166	
2020	3	18	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『みんなでラジオ体操をしましょう』	運動	教室	鬼無里	鬼無里老人福祉センター 多目的ホール	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962	
2020	3	18	水	午後	1時30分	3時30分	介護予防教室 『転倒予防教室④』	運動	教室	篠ノ井	南長野医療センター 篠ノ井総合病院(中央棟4階 あい講堂)	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要	随時	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062	
2020	3	19	木	午前	10時	12時30分	介護予防教室 『凝り固まった体をほぐしましょう』	運動	教室	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	1ヶ月前	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2020	3	27	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『ヨガで心も体もリラックス』 ～椅子を使ったヨガです～	運動	教室	芹田	地域包括支援センター 芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要	随時	地域包括支援センター 芹田	217-5650	